

四日市市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月26日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第64号

四日市市会計規則の一部を改正する規則

四日市市会計規則（昭和39年四日市市規則第25号）の一部を次のように改正する。

改正後				
別表第1（第4条の3及び第4条の5関係）				
(略)				
設置箇所	出納員になるべき者	現金取扱員になるべき者	物品取扱員となるべき者	審査補助員となるべき者
(略)				
市民・消費生活相談室	(略)			
総合体育館管理室	スポーツ課長	室長	室長	
小学校	(略)			
(略)				

改正前				
別表第1（第4条の3及び第4条の5関係）				
(略)				
設置箇所	出納員になるべき者	現金取扱員になるべき者	物品取扱員となるべき者	審査補助員となるべき者
(略)				
市民・消費生活相談室	(略)			
小学校	(略)			

(略)

附 則

この規則は、令和2年10月28日から施行する。

(会計管理室)